

佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定の概要）

改定の経緯

2009年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的流行を契機に、国では感染症への備えを強化するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）」が整備され、これに基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が策定されました。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応で明らかとなった課題を踏まえ、国は令和6年7月に同計画を抜本的に改定しています。

これを受け、千葉県においても特措法に基づき策定されている「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を令和7年3月に改定し、医療提供体制の確保や社会機能の維持など、より実効性の高い対策へと見直しました。

本市の「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、これら国及び県の計画に基づいて改定するものであり、今回の改定においても「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図りながら、内容の見直しを行いました。あわせて、地域の人口規模や医療資源など本市の実情を踏まえ、市民の皆さんの生命と健康を守るとともに、日常生活への影響をできるだけ小さくすることを目的として、平時の備えの充実や発生時の対応の明確化などを図っています。

計画の位置付け

国は、感染症法等の計画等の見直し状況を踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画を改定。

国の改定に伴い、県行動計画が改定された場合、市行動計画の見直し・改定を行います。

政府行動計画

特措法
第6条



県行動計画

特措法
第7条



市行動計画

特措法
第8条

佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定の概要）

市行動計画改定のポイント

項目	新計画
目的	<p>現行計画を踏襲（変更なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
対象疾患	<p><u>新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実</u></p>
対策項目	<p>①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④<u>ワクチン</u>、⑤<u>保健</u>、⑥<u>物資</u>、⑦市民生活及び地域経済の安定の確保</p> <p><u>新型コロナ対応で課題となった項目を中心に独立させ、記載を充実</u></p>
各段階の対策	<p><u>3段階（準備期、初動期、対応期）に区分し、それぞれの対策の切り替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいように記載を充実</u></p>
平時からの備え	<p><u>人材確保を含めた体制整備</u> <u>実践的な訓練の実施</u> <u>物資等の備蓄品の確保（定期的な更新）</u> <u>医療機関との連携</u></p>

佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定の概要）

対策項目の概要

項目	概要
①実施体制	<p>【準備期】 実践的な訓練を実施し、行動計画や業務継続計画の整備、人材育成を行うとともに、国・県や関係機関との連携強化を図る。</p> <p>【初動期】 国や県が対策本部を設置した場合、市は本部設置を検討し、全庁的な対応を進めるとともに、迅速な対策実施に向け、財源確保に関する準備を行う。</p> <p>【対応期】 政府対策本部設置後は、緊急性を要しない業務を停止して人員を確保し、全庁的な体制を強化。応援要請や財源確保を行い、緊急事態宣言時には直ちに市対策本部を設置する。</p>
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>【準備期】 平時から分かりやすい情報提供と感染対策の啓発を行い、偏見や偽情報防止に努める。発生時に備え、ワンボイス（統一した情報発信）での迅速な情報共有や双方向のコミュニケーション、相談体制の整備を進める。</p> <p>【初動期】 多様な媒体を活用し迅速かつ一体的に情報提供を行い、行動変容を促す啓発や配慮ある発信を実施。コールセンター等の設置に努めるとともに、双方向のコミュニケーションを推進し、偏見・差別防止にも対応する。</p> <p>【対応期】 情報提供・共有の強化及びコールセンター等の継続に努める。</p>
③まん延防止	<p>【準備期】 平時から基本的な感染対策の普及を図り、感染が疑われる場合の相談や外出自粛、咳エチケットなど有事の対応の理解促進を進める。</p> <p>【初動期】 業務継続計画に基づく対応の準備を進める。</p>

佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定の概要）

対策項目の概要

項目	概要
④ワクチン	<p>【準備期】 関係機関と連携しワクチン供給体制を整備し、特定接種の協力や接種体制の構築を進めるとともに、住民接種の準備と情報提供により理解促進を図る。</p> <p>【初動期】 接種会場や医療従事者の確保など接種体制を整備し、必要資材を確保する。特定接種や住民接種では医師会等と連携し、予約方法や困難者対応、臨時会場運営や救急体制の整備を進める。</p> <p>【対応期】 ワクチン供給や配分調整を行い、特定接種や住民接種を実施。接種体制の拡充や記録管理、健康被害救済、情報提供を通じて円滑な接種を進める。</p>
⑤保健	<p>【準備期】 県からの応援要請に応じられるよう人材を確保する。</p> <p>【初動期】 応援派遣の準備を進める。</p> <p>【対応期】 県が実施する感染症対策の体制強化や情報共有、健康観察及び生活支援の対応に協力する。</p>
⑥物資	<p>【準備期】 感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。</p>
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	<p>【準備期】 関係機関との情報共有体制を整備し、デジタル技術の活用（DX）を推進して支援手続の仕組みを構築するとともに、物資備蓄や要配慮者支援、火葬体制の整備を行う。</p> <p>【初動期】 火葬能力を超える場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設の確保に向けた準備を行う。</p> <p>【対応期】 心身の影響対策や要配慮者支援、学びの継続支援を行い、物資供給や価格安定に向けた対策に協力する。</p> <p>需給や価格動向を把握し情報提供や相談体制を充実、必要に応じ適切な措置を講ずる。火葬能力の確保や遺体安置体制の整備、広域対応や人員確保を行い、円滑な対応を図る。事業者への支援や必要な財政措置を講じるとともに、水道など生活基盤の安定供給を確保する。</p>